

江別市公民館における公衆無線LAN運用方針

江別市公衆無線LAN利用規約の第2条に基づき、江別市公民館における利用場所及び利用時間等の運用方法を次のとおり定める。

なお、公衆無線LANは、俗称として「FreeWi-Fi」と表記することとする。

1. 利用施設

- ① 中央公民館（コミュニティセンターを含む）
- ② 大麻公民館（市民文化ホールを含む）

2. 利用時間

原則として、公民館の開館時間とする。

3. 利用場所

- ① 中央公民館 1階会議室及びふれあい広場付近
- ② 大麻公民館 1階ロビー付近

4. その他

パスワードの案内は利用場所付近に掲示するものとし、パスワードは各館において不定期に変更する。

附 則

この運用方針は、平成29年6月10日から施行する。